



Contents

- P 2 「インサイダー取引規制に関するQ & A」を分かりやすく改訂しました！
- P 3 N I S A制度の現状（2019年3月末時点）
- P 4 『『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集（令和元年8月公表）』等の公表について
- P 6 こども霞が関見学デーの開催について
- P 7 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P13 お知らせ

「インサイダー取引規制に関するQ&A」を分かりやすく改訂しました！

株式投資等は資産形成のための有効なツールですが、現在は、インサイダー取引規制の内容（例えば、上場会社の役職員が、新株発行の決定や決算の上方修正などの未公表の重要事実を職務上知りながら、その公表前に行う同社株式の売買等は禁止されています。）を正確に知らないこと等により、必要以上に投資を控えている方も多いのではないかと考えられます。

そこで、金融庁・証券取引等監視委員会では、主に投資経験・知識の少ない方向けに、インサイダー取引規制の基本的な内容をご理解いただけるよう、「インサイダー取引規制に係るQ&A」を改訂し、本年7月29日に公表しました。

改訂したQ&Aでは、

- ① インサイダー取引規制の趣旨・概要を分かりやすく解説し、インサイダー取引に該当しない取引の例を示して、そうした取引については抑制する必要がない旨を説明しています。

インサイダー取引に該当しない取引の例

- 上場会社の重要事実等を知らずに行う同社株式の売買
- 上場会社の重要事実等の公表後に行う同社株式の売買
- ETFや一般に販売されている大部分の投資信託（※）の売買

（※）ただし、J-REIT、上場インフラファンド、自社株投信等はインサイダー取引規制の対象です。

- ② また、金融庁が実施した社内規則についてのヒアリングにおいて、役職員の資産形成にも配慮した以下のような社内規則があったことを紹介しています。

役職員の資産形成にも配慮した社内規則の例

- ETFや投資信託の売買については特に制限を設けない。
- 株取引についても、取引を行う人や自社株・他社株の別などに応じて、必要な範囲でのみ許可制や届出制を用いる。

一般の方々が安心して公正な株式投資等を行えるよう、今回改訂したQ&Aを活用するなどして、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの『[インサイダー取引規制に関するQ&A](#)』を分かりやすく改訂しました!』にアクセスください。

NISA制度の現状 (2019年3月末時点)

金融庁では、本年7月2日、「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査 (2019年3月末時点)」の結果を公表しました。

【調査のポイント】

	口座数 <small>(単位: 万口座)</small>		買付額 <small>(単位: 億円)</small>	
NISA(一般・つみたて)	(2.3%) (29)	1,283	(4.8%) (7,592)	164,866
一般NISA	(0.4%) (5)	1,155	(4.6%) (7,191)	163,534
つみたてNISA	(22.9%) (24)	127	(43.1%) (401)	1,332
ジュニアNISA	(1.9%) (0.6)	32	(12.0%) (140)	1,303

※1 表に記載の口座数、買付額は概数です。

※2 「口座数」及び「買付額」欄の括弧書きのうち、上段は2018年12月末時点からの増加割合、下段は増加数を表します。

NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のためのツールとして、着実に普及が進んでいます。特に、2018年1月から口座開設が開始されたつみたてNISAについては、2019年3月末時点で約127万口座となり、2018年12月末から約24万口座、22.9%増加しました。

また、20代では約4万口座、23.8%の増加、30代では約6万口座、25.2%の増加と他の年齢層の伸び率と比較して高くなっており、若い世代を中心につみたてNISAが広がっています。

金融庁としては、つみたてNISAの普及・定着に向けて、引き続き積極的な広報に取り組んでまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「[NISA特設ウェブサイト](#)」から「[NISAとは?](#)」→「[データ集](#)」→「[平成31年3月末時点（令和元年7月2日公表）](#)」にアクセスしてください。

「『[経営者保証に関するガイドライン](#)』の活用に係る組織的な取組み事例集（令和元年8月公表）」等の公表について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しているところです。

その一環として、ガイドラインの活用に関して、金融機関により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表しているところですが、この度、金融機関等における取組事例を追加的に収集し、改訂版を公表しました。

【追加掲載事例】

- I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（6事例）
- II. 適切な保証金額の設定（1事例）
- III. 既存の保証契約の適切な見直し（7事例）

また、当庁が地域銀行12行を対象に実施した、「[『経営者保証に関するガイドライン』等の実態調査結果](#)」（平成30年6月27日公表）では、金融機関ごとでガイドライン活用の習熟度合は大きく異なり、特に活用が習熟していない金融機関に対しては、ガイドラインの活用を一層促す必要があります。

上記の実態調査結果等も踏まえ、今般、金融機関によるガイドラインの活用促進に係る行内態勢の整備や運用規定の制定等、組織的な取組み事例を「[『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集](#)」として取りまとめ、公表しました。

【経営者保証に関するガイドラインの活用に係る組織的な取組み事例集】

以下の4種類の組織的な取組みについて、金融機関より収集した事例を公表

- I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み
- II. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み
- III. 保証債務の整理時における運用規定等の組織的な取組み
- IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

これにより、金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくことを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」の中の「[「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について](#)」から「[「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集の公表について](#)」（令和元年8月7日公表）にアクセスしてください。

こども霞が関見学デーの開催について

8月7日（水）、8日（木）の2日間、こども霞が関見学デーが開催されました。このイベントは、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、政府の施策に対する理解を深めてもらうことを目的に、文部科学省を中心に各府省庁などが参加して実施しています。

金融庁では、お金の役割や大切さを子供たちにわかりやすく実感してもらうための金融教育講座「親子で学ぶ！マネー教室」を開催し、ファイナンシャルプランナーのキャサリン（竹内かおりさん）とナンシー（西岡奈美さん）が、「お金とは何か？」や、銀行に預けたお年玉を題材に「直接金融と間接金融」について講演したほか、大臣室の見学や一億円分の紙幣の重さ体験を行いました。



「親子で学ぶ！マネー教室」の様子

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。
- 暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。



[暗号資産（仮想通貨）関係情報](#)（金融庁ウェブサイト）

○ I C O (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、I C O (Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が増加していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。



「[ICOについて ~利用者及び事業者に対する注意喚起~](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】

平成 30 年 10 月 1 日より、下記窓口の電話受付時間を、

< 平日 8 時 45 分～17 時 00 分 >に変更しました。

詳しくは、「[証券取引等監視委員会ウェブサイト](#)」よりご確認ください。

(1) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】

F A X : 03-5251-2198

電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018年1月1日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてもはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのQ&Aや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介します。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」から、「[長い間、お取引のない預金等はありませんか？](#)」にアクセスしてください。



2018年1月より**休眠預金等活用法**が施行されます

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて

金融庁：
<http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて

内閣府（※総務省行政手帳担当）：
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

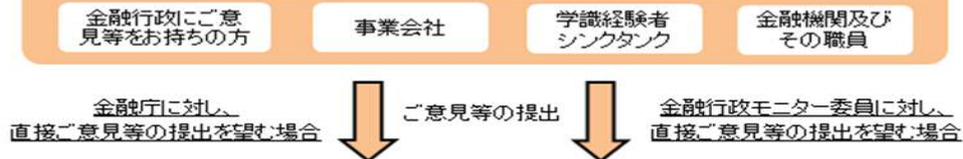
モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。



金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ [東日本大震災関連情報（PC・スマートフォン用）](#)
- ◆ [東日本大震災関連情報（携帯用）](#)
- ◆ [平成28年熊本地震関連情報](#)
- ◆ [平成30年7月豪雨関連情報](#)
- ◆ [平成30年北海道胆振東部地震関連情報](#)

新着情報等配信サービスに関するお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

《Twitter を利用した情報配信設定について》

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

	日本語版	英語版
金融庁	@fsa_JAPAN	
証券取引等監視委員会	@SESC_JAPAN	—
公認会計士・監査審査会	@cpaaoB_JAPAN	—
調達情報	@fsa_procurement	—

《RSS を利用した情報配信設定について》

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

	日本語版	英語版
金融庁	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	https://www.fsa.go.jp/en/rss.html
証券取引等監視委員会	https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm	https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html

公認会計士・監査審査会	https://www.fsa.go.jp/cpaabob/rss.html	—
調達情報	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	—